

出口和明昇天によつて、落胤問題を実証する(十五)は中断、ご迷惑をおかけいたしました。けれどもこの問題は「大地の母」執筆時、すでに執念をもつて読みといていたもので、十二巻完結直後の昭和四十七年八月号の『おほもと誌』に「随想大地の母」として連載いたしました。その後「いづとみづ」の教団改革運動などから和明に対する反発も加わつてか、聖師落胤説を根も葉もない空ごとのように決めつけ、まっ殺する動きが強まります。これは大本の教え—殊に筆先—の根幹にかかわりますので、ほつてはおけず、再び「随想大地の母」を呼びおこし、その後の三十年に新たに覚えてきた情報をも加えまして、書き残すうとのものでした。明治維新前後にさかのぼる記述などは関係ないと思われがちですが、大本の「悪の経綸」をつきとめる上で現実の「歴史」は切りはなせません。どうぞ最後まで、じっくりとお読みいただき深く御考慮下さいますようお願い申し上げます。

出口禮子

有栖川宮熾仁親王と出口王仁三郎

落胤問題を実証する (十五)



出口和明

和宮と熾仁親王

和宮親子内親王は、生まれながらに幸薄い姫君であつた。弘化三年(一八四六)閏五月十日、仁孝天皇を父、新典侍橋本經子を母として、京都御所建春門前の橋本家に産声を上げた。しかし仁孝天皇はそれより四カ月前、即ちこの年の正月二六日に崩御していたから、まったく父を知らない。一五人もの皇子皇女は次々と夭折し、生き残った姉の敏宮も、気の狂うほどの病体と伝えられるから、末の和宮が頼りとしたのは、この年一五

歳の異母兄孝明天皇ただ一人という淋しさである。

弘化三年が六〇年に一度めぐってくる丙午であつたことも、何か悲劇的ではないか。丙午は宿曜雑曆にちなむ迷信のひとつである。十干十二支を五行に配すると、丙(火の兄)、丁(火の弟)、己、午が火性で、従つて丙午は火勢が熾烈という。これにあたる年は大火が多く、この年出生したものは気性が激しくて、特に女は男を食い殺すという俗信のため、丙午の女との縁談は忌みきらわれた。

明治三九（一九〇六）年の女兒出生届数が前後の年に比して格段に少ないのもその影響であるし、近くは昭和四一（一九六六）年の丙午で出産を手びかえた記憶も新しい。まして禁忌の盛んな朝廷のことであるから、この忌わしい年まわりの姫君の御誕生は、決して平静に受け取られなかったであろう。

『実久卿記』（和宮外祖父）等には「寛永元年八月二日に至り、叡慮を以て和宮御歳替の事あり、即丙午を乙巳（丙午の前年）に改められ、其翌年御誕辰を（弘化二年）十二月十一日と定めらる」とある。

嘉永四年（一八五一）、孝明天皇は、勅使権大納言三条実方、前大納言坊城俊明をもつて、皇妹和宮の有栖川宮熾仁親王への降嫁を内旨する。この時、熾仁かぞえ一七歳、和宮六歳。

安政五年（一八五八）頃から、幕府は皇女を御台所（將軍夫人）に迎えたい意向を抱きはじめていた。いかにも皇室をあらがたがっているように見えるが、その実、井伊大老は、安政の大獄の鉄拳で威嚇し朝廷を屈服させたこの好機をのがさず、更に朝廷を統制する腹であった。外国条約勅許のいざこざがおこる以前の、政治から隔離した存在であった朝廷にまで引き戻す。幕府の常識ではそれが正常な在り方だったのだ。

安政五年時点で皇室から御台所を選ぶとなると、將軍家茂は一三歳、孝明天皇の姉敏宮淑子内親王（三〇歳）はとうに婚期

を過ぎながら独身でいるほどの病弱であり、皇女富貴宮はこの六月に生まれたばかり、いくら政略結婚とはいえない出しかねる。年令からなら將軍と同年の和宮が好適だが、すでに熾仁親王との婚約が成っている。

井伊大老は関白九条尚忠と協議を重ね、やむなく富貴宮を第一候補としたが、翌安政六（一八五九）年八月二日に死去する。このため降嫁問題は和宮一人にしぼられるに至った。家茂は紀州藩時代の幼時に伏見宮貞教親王の妹則子女王（倫宮）と縁談を進めていたが、この八月皇女を迎える用意に破棄している。

一方、熾仁親王と和宮の婚儀は翌年冬に準備されており、『実久卿記』（和宮の生母橋本経子の兄）によると、翌万延元年（一八六〇）二月三日、和宮は熾仁親王との婚儀準備のため、勅許を得て生家の橋本邸から桂御所へ移られている。

桜田門外の変と飯田忠彦の憤死

万延元年に入ると、井伊大老の独裁専制と志士弾圧に反撥する空気がいつそう険悪さを増してくる。

三月三日上巳の節句の日、陽暦では三月二四日というのに、春には珍しい大雪であった。芝愛宕山に集まった水戸脱藩士ら一八人は、桜田門外で井伊直弼の登城を待つ。井伊の行列総勢六〇余人が桜田門外に来かかった時、暗殺団は雪を蹴って目ざす

駕籠に襲いかかった。大老となつて二年と満たぬ間である。井伊直弼の急死とともに幕府権力、独裁的政治秩序は急速な崩壊をみせていく。

桜田門外の変で水戸浪士らに井伊大老が殺されるや、飯田忠彦は再び幕府の嫌疑を受け、伏見奉行所に捕われる。後に宿預りとなるが、その苛酷な取調べに憤懣のあまり自らの命を断つ。

享年六三。

大老の死を、幕府は半年余も世間にひた隠している。

和宮降嫁問題

幕府運営は老中久世広周と安藤信正に移り、井伊の死以後も降嫁問題は特に安藤によつて推進されていた。幕府の土台が揺るぎ出すと、朝廷統制という最初の降嫁目的は、公武一体（公武合体）、つまりは朝廷の権威を借りて幕権を強化しようという望みに変わっていた。

尊皇攘夷運動のローガンが反幕権力結集に利用されている時、たしかに「皇妹を將軍の御台所に迎えればこれこそ公武一和、尊王精神の具体化ではないか」と尊王論者どもの矛先をかわずメリットはある。

四月一二日、幕府は老中連署の書簡（四月一日付）を所司代酒井若狭守忠義を通して九条閑白に届け、和宮降嫁を正式に申

し入れた。

連名をもつて貴意を得ます。されば公方さま（家茂將軍）お年頃になられましたので、ご縁組の内意をおおせ出されました。ご先規もあらせらるることなので、この度は皇女の内とご縁組を整えたい御内存で、われわれ老中もそう願つており、早速評議いたしましたところ、お年頃も和宮がふさわしく至極結構に思いますが、先般有栖川宮へご縁組のご内意がありましたことゆえ、右をお沙汰止めということになれば都合よろしく、公方さまとご縁組を整えられるようご勘考おとりはからい下さいませ。そうして下されば公武ましますご一和の筋を国内はもちろん外夷までもさし響きますので、第一国家のおためと存じますので厚く閑白（註九条尚忠）殿へご内談をとげられ、はやくあい整いますようおはからい下さいませ。

四月朔日

安藤対馬守

脇坂中務大輔

内藤紀伊守

久世大和守

酒井若狭守様

国家のために、有栖川宮との縁談を一方的に破約させ將軍と

の縁談をまとめてほしい、というまことに虫のよい申し出で、さらに追伸には「皇妹和宮を孝明天皇の養女にした方が都合がよろしい」と和宮の皇女としての資格まで要求している。もつともこれまでには十分根まわしがしてあり、大老井伊直弼の腹臣長野主膳義言、九条閔白の家臣島田左近、公卿の中で第一の策士といわれる岩倉具視らがおこたりなく裏面工作を進めていた。幕府としても、十分な成算があつてのことであろう。

長野義言は国学者であつたが、出生地も不明で、前半生は謎に包まれている。伊勢・三河・尾張・美濃の各地を遊歴、近江に入り志賀谷村代官阿原氏に寄寓、国学塾高尚館を開き彦根藩の井伊直弼と親交を結ぶ一方、二条家など堂上方にその学を講じた。井伊が藩主になると藩校弘道館の指導者に登用され、また系譜方、異国船処置御用掛などの役目をかねた。

井伊の大老就任後、長野は通商条約勅許問題、安政の大獄事件をめくり尊襄派勢力の反幕工作に対抗するために主として京都にあつて活動、井伊側近としての実権をふるつていた。だから長野にとつて井伊の不慮の死は大打撃で、それだけに井伊の遺志をなし遂げる決意も強かつたであろう。

長野から所司代の家臣三浦七兵衛にあてた密書（上包には三月一八日に達すとある）には、和宮降嫁について大胆に腹中を明かしている。

……このたび悪党ども狼藉に及び、市中は動揺して容易ならぬ御時節に至り、一昨年来公武の間をさまたげてきた手段にも及ぶところ、厚き叡慮をもつて公武ますます御一和の旨をおせ出され、天下安堵の地になりましたが、またまた悪党ども、この度のごとく蜂起いたし色々虚説も流布いたすようになつて参りましたので、早く天下の疑惑を晴らさねばなりません。

ついでには皇女のうちにも御年長にあられる和宮とのご縁組を遊ばされれば、国内はもちろん諸夷（諸外国）までもいよいよ公武一和の儀を示すことになり、国体のためにもなりますので、なにとぞそのようにお運び下さいませ。

和宮は有栖川帥宮にご縁組をおおせ出されておられます由、有栖川宮はご薄祿（低収入）、和宮をお申しうけになつてもお賄い何かとご迷惑でありましょうし、内実は和宮さま、丙午のお生れですから中務卿宮（父熈仁親王）は深く恐れていられるように聞いています（註・実は邪推に過ぎない）。そのため、和宮と有栖川宮との御縁談は成立すまいとの風聞もあるくらいで、將軍家にご降嫁願うことは双方に都合がよいことになりましょう。

そこでまず内々に閔白殿下へ申し上げて御厚談の上、しかるべくおとりはからいなされますようお願いいたします。この

こと、老中さま方よりもおせられるはずであり、主人からも直書をもって申しあげるつもりであります。この節不快につき（註・主人の井伊大老はすでに死んでいるが、表向きは病氣としている）まず私よりあなたまで申し上げよう命じられましたので、なにとぞ一日も早くご縁組が整いますようご心配下されたく、ひとえに頼りに思っております……。

幕府から矢の催促さいそくをうけながらためらっていた九条閔白も、ようやく五月一日になって和宮降嫁の件を奏上した。これに対し四日、孝明天皇は書を九条閔白に下して、やんわりと拒絶する。

今度関東より内願の一件、公武合体の件もだしたがたいが、和宮にはすでに有栖川宮と内約もあることだから、今さら違約もできぬではないか。先帝（仁孝天皇）の皇女であり、自分としても義理合があるから、その事情もくみとってほしい。それに和宮はまだ年幼い女子のこと、関東に蛮夷（外国人）がたくさん入ってきているというので、こわがっておられる。せつかく申しこんできたものでもあり、自分としてもよくよく考えてみたが、実に仕方のないことゆえ、この縁談は見合わすべきだと思う。

外国との条約調印のことについて幕府との意見の食い違いもあり、幕府では朝廷が何かもくろんでいるように考えてか、しばしば公武合体を申し立ててくるようだが、こちらと

しては隔心など決してないのであるから心配することはいらぬ。ただ外国との条約の件については自分はあくまで不同意である。この主旨をよく体して、幕府へ申し渡すようにとりはかつてもらいたい。

閔白からこの勅使の内容を聞かされた所司代酒井忠義は、幕府へ伝えず、五月一日、一存で書き綴った奉答書を逆に閔白に取りがせ、いちいち反論して幕府の意向を強引に通そうとする。

おおせの趣きもつとも至極のことでも早速にも関東へ申しやるべきですのに、私一人の考えを申し上げることはまことに恐れいりますが、和宮ご降嫁の件は軽率に決めて願ひ出たものではなく、閣老一同が公式の間はいうまでもなく天下のおためを考えて十分に評議を尽くしたものであり、將軍のお考えもよくお聞きした上で深重のご注意をもって申しあげよう。ように言ってきたもので、勅旨の趣きを関東へ申しやりましても、すぐさまご降嫁の儀を再び願ひ出ることは決まりきっております。いそいでおります時にそのやりとりで時日をついやすことも実にむだなことで、さしでがましいと思われましようが、なにとぞ閔白殿下にはいま一応とくとご賢察の上、主上にお取次ぎ願ひたいのでございます。

有栖川宮とのご内約についてのご心配であられますが、有栖川宮家ではご降嫁の件はしかと承知しております（註・

事実ではない。手を廻して有栖川宮に辞退させる確信があつて、あえて強弁したのであらう。ただいまご破談になつても少しもご心配に及びませんし、かえつて先方で安心される場合もございましょう。まだご結納もすまされず御内約に過ぎぬのですから、これによつて御名儀を失わせられることなどありますものか。

また先帝の皇女であられるお義理合ひ、ごもつともではございますが、関東との縁組も先例のあることであり、遠隔の地へ御降嫁願うことはおそれいりますが、お仕え申すことに至つてはかえつてお手厚にできることとございましょう。

和宮さまは御幼年であられ、関東は蛮夷来集の地であることを恐れていらつしやるようですが、関東は諸大名が多く家来たちを召し連れて御警衛も行き届き、決してご心配なされるようなことはございません。

この度のご縁組の儀は天下一体のための重要な事柄でありますので右の事柄をよくおくみとりご納得下さいますようお願いいたします。

なおまた公式の間柄少しも隔心ないとおおせ承り、かねがね私にはありがたく拝承しておりましたが、なにぶんにも一昨年来たびたび往復して交渉もありました故、天下一統が公武一和の儀をしつかりとわきままえているとは申せず、その上

この度の縁談をおことわりになれば関東年寄までもおぼしめしの儀を深く心配いたすことでしよう。その上再三懇願つかまつり遠路往反むなしく時日をついやすばかりで御押合御往復もたびたびになりましたは、これまでの御一和にもあい響き申すのではないかと心痛いたしております。関白殿下にはくれぐれもご賢察下さいまして、今一度主上の思し召しをお伺い下さいませ。

衣の下に鎧よろいをちらつかせての強談である。孝明天皇は関白を通して再度不承知を言いやつたが、閣老たちは引き退らぬ。和宮降嫁以外に公武一和の方策がないかのような打ちこみようだ。強引に実現してはみても、それがもたらすマイナス面の大きさを考えないのが不思議である。

酒井所司代はさらに降嫁を請願する。

一、有栖川宮に於かれましては、御内実、格別に御懇願なされた上、御内約になつたようにも承つてはおりません。また御結納もすまされてはおらず、全くの御内談中のものと存じますから、御名儀にこだわられることもありません。またお義理合ひもあられる先帝の皇女でありますから、関東へ御下向なされれば御保養の辺は幾重にも、お手厚くなります。う私ども十分に丹誠いたしますので先帝に対してはむしろ御追孝になることかと存じます。

一、和宮は関東に蛮夷来集につき恐れておられますが、蛮船（外国船）が集まりますのは貿易を願ひ出るためで、鬪争を求めているわけではありません。万一戦争になつたとしても嚴重な御警備もあり、諸大名へ命じなされて十分に防禦もできますので、決して御心配いりません。

一、公武の御間の儀は將軍はもとより崇敬をつくされるおぼしめしですが、国中は申すまでもなく外夷から見ても公武一和の實が判然となるよう望まれていますので、この度の御縁組は龜笠（龜の甲を焼いて占うこと）の御吉兆だけでなく、天下の御治道第一のことですので、ひとえに願ひしている次第です。

一、蛮夷の儀はいづくまでも御不同心におぼしめされる儀、ごもつともと存じます。関東においても將軍はじめ政務にたずさわるもの一人として外夷との交易を好んでいるものはございませぬ。ただ今日の場合ねんごろに貿易を願ひ出ているのに無法にこちらより征討するわけにもならず、余儀なく御猶予中になっておりますことは、一昨年末たびたび申し上げ御承知のことと存じます。ひつきよう御縁組の儀も將軍においては第一国内の人心を一致いたさせ、おいおい防禦の方も嚴重にお備えにならうとの御趣意にありますので、深くお察し下され何とぞ縁組が整いますよう、伏してこい願ひ上げ奉

ります。

六月一六日、宮中では和宮の「月見の儀」がもよおされる。孝明天皇も臨御。先月「儲君」（皇太子の称）となつた祐宮（のちの明治天皇）や准后もともに陪覽する。

当時の風俗として、男女かぞえ一六歳になると、六月一六日をもつて月見の儀を行なう。特に女子にとつては男子の元服にも比すべき大事な儀であり、女子の元服ともいう。和宮は丙午生まれの一五歳であるが、公式には前年の乙巳誕生と改められているので、一年早められたのであろう。月見の儀の作法は、月に百味を供し、女子はその中の饅頭一箇をとつて萩箸で穴をうがち、その穴で月をのぞき見る。この元服の儀に和宮はどんな思いで列したであらう。

和宮降嫁をめぐつて朝幕間の公式の折衝が重ねられる一方、幕府の裏面工作もまた激しかった。

五月二九日付老中連署の所司代あて書状。

……徳大寺、中山両公卿はそのまま職においてはどれほど公武一和のさまたげになるか知れず、第一朝廷のためにもはなはだよろしくないと存じ、昨年十二月関白殿へ内々に申しあげていたところ、その後、御内沙汰の次第もある旨申し越されてきたので御猶予なされていたが、近來中山はおいおいおだやかになつてきて御一和の筋にも努力しているようだが、

に對して、七月四日付、老中連署の答書では「降嫁によつて公武一体の実を示し、人心一致して外夷防禦に集中しよう」と約束し、さらには攘夷の期限まで言い切つてしまふ。

……夷人のいる地へ御縁組の事で衆人の心が動揺するであらうとのお言葉ですが、江戸は、夷人の在留する横浜の地とは八里もへだたつており、その間に舟で渡らねばならぬ六郷川という大河があります。この六郷川を限つて江戸の方へ勝手に遊歩できぬように条約で取り決めてありますので、よんどころなく役人どもが応接にまかり越すことは別として、その外の者が勝手に江戸市中を徘徊するなど、もとよりございません。

御勅旨では、今すぐにも蛮夷を打ち払うようにとも伺えますが、五蛮（アメリカ・ロシア・オランダ・イギリス・フランス）貿易の一条は一時の願ひ立てにて許したわけではなく、かねがね言上してありました通り相手の願ひをだんだん縮小して今日の条約を見るに至つたのですから、ただいま無法に打ち払うようなことをしては、たとえ夷狄いいてきでありましようとも、一昨年御猶予おおせ出され、条約も結んだものを、手の裏を返すような処置に出では名節を失し、実に神国の御信義も成立ちがたく、かえつて御国威を失うものとなりましよう。

その上、国内が十分に一致しないうちに外患が発生しては、その拳に乘じ内乱もおこるべく、外夷もまたその拳に乘ずるでしょう。内外の騒乱さわらんが一時に起つては平定する見通しもありません。今は干戈かんか（武器）をとるべき時節ではないと一昨年も申し上げて御納得いただき、御猶予下されたわけです。その後とても関東ではさまざまな配慮を重ね、油断はしておりません。ただいま軍艦鉄砲製造の真最中であり、なまけているわけではありません。衆議をつくし、計画をめぐらしていきますので、当節より七、八箇年乃至十箇年もたちます内には、ぜひぜひ応接をもつて引き戻すか、または干戈をふるつて征討するか、その節の処置方法のはかりごともありましようが、前もつてこのようにすると決めておくわけにはいきません。

謀略は密をもつて良しといたしますこととて、臨機応變の御処置がなくては始終の勝利をおさめられませぬ。いずれその節はきつと叡慮を立てさせられ、御安心のいく御処置にあるべく、右およびその攘夷の年限は申し上げましたが、万一向うより兵端を開くか、または条約に違反するか、御国制を犯すようなことがあれば御処置になられますよう、一回、せいぜい勘考かんこうしております。右のような運びになりますにも、まず国内の一致が第一の手始めでありますから、くれぐ

れも御厚察なし下さいましてすみやかに御許容になり、御縁組が整いますようひとえに願ひあげます。……以下略。

維新の立役者は、いうまでもなく薩摩・長州の両藩だが、藩論が統一して討幕に立ち上がるまでのそれぞれの内部には、複雑な葛藤があった。

万延元（一八六〇）年七月、攘夷と夷狄に通謀する姦吏の排除を目的として、長州藩尊攘志士と水戸藩尊攘志士との間に「成破の盟」が結ばれ、水戸藩が破壊活動、長州藩が事態収拾にあたることを誓い合った。

攘夷についてはぬらりくらりと逃げていた幕府である。「七、八箇年乃至十箇年」と具体的に期限を切るなど、むろん成算あつてのことではない。十年もあれば何とか情勢も変わろうとの、いわば外交辞令にすぎなかつたであろうこの言葉が、孝明天皇のお心を開かせていた。攘夷は天皇の泣き所である。そのためならば、和宮降嫁も万やむをえない。

八月六日天皇は議奏久我建通を九条関白の屋敷へつかわし、橋本実麗、観行院等に和宮降嫁のことを斡旋するよう説く。

翌七日関白は橋本実麗を招き天皇のお気持ちを伝えた。和宮の心を知る橋本はいったんはおことわりするものの、勅諭と言われては仕方ない。和宮に伝えねばならなかつた。「勅諭之趣言上之处御迷惑御困之御様子誠恐入候事筆頭難尽」と実麗はその

日記に書き残している。

だがどのように勧められても和宮は承知せず、八日には自ら天皇に書簡を出して固辞し、生母観行院もまた和宮の意志の交らぬことをのべるのである。

むりもなかつた。かぞえ六歳といえ、ものごころもつかぬうちより、他でもない兄である天皇自身の口から「有栖川家へ嫁せよ」と運を定められてきたのだ。熾仁親王の妻たるべくして和宮は成人した。一〇年の時の流れが二人の心を固く結びつけていよう。今になって心変わりせよとはあんまりである。天皇の言葉とも思えぬではないか……。

天皇もほとほと困惑した。一二日宸翰（天皇の直筆の文書）を九条関白に下し、幕府に伝えるように命じる。

……和宮にせいぜい説得して見たが、どうしても承知しない。和宮の気持ちを察するとまことに哀れであるし、和宮は先帝の皇女、自分とは異腹の義理合いもあり、火急理不尽にも押しつけることはできない。この上に無理にと申したならば不慮の儀もできはせぬかと心配している。なるべくゆるゆると説得するつもりであるから、急に内定にまではこぎつけられまい。関東には色々注文をつけたことでもあるし、ただことわるとは申し出にくい。実に一和の上の一和と喜んでいた甲斐もなく、関東へは信義を失うことになろう。

それでもひたむきに急ぐということであれば、寿万宮すまのを代りに降嫁させてはどうであろう。幼年なので好まないだろうか。一人の女子だから少々は哀憐も加わるが、公武一和の儀には替えがたい。天下のためであるから、よく相談した上で早急に内定してほしい。それもだめで和宮も承知しないならばどうしようもない。関東の信義を失うことになれば、讓位もまたやむを得ない。よろしく幕府をして考慮いたさせよ。寿万宮とは、前年三月に生れたばかりの皇女であるから、いかに政略結婚とはいえ幕府も承服できない。天皇は長橋局を使いにし、重ねて觀行院を説得させるが、彼女もまたあくまでおことわり申し上げる。

このあいだ長橋局さまお使いにお参りの節、私にも拝見いたし候老中の書取の内に、七八か年の間には異人ども退散に成候の御工風のよし、しかしながら宮さま御下向の上ならば、御所関東の御間柄御和親のこと世上へしれがたく候故、先手始は御縁組のことかんじんの由相見え申し候、さてまたこの間、長橋さまお咄し、七八か年もたち異人の事も相済み候上ならば御承知も遊ばし候やとのこと故、さ候わば只今御治定にて御結納もすましおかれ候はば世上へ御和親のことも相知れ候こと故、まことにおいやさまのことには候えども、先年より異国のことは御心配の御事、さ候はば御上にも御安

心の御事故またまた御すすめ申上ようも御座候へども、それとてもただ今だけの御約束にて、七八か年も立ち候ても異人へ関東より応対もどしもどしとく済み申さぬ内に御結納も相済み候こと、かつは御年もだんだんめされ候などと申し、御下向の事、関東よりしいて申し参り候ようなることも候わば、御すすめ申し上げかね候。

その辺しかといたし候書物にても関東より参り候ことにも候わば、兄私ともどもせいぜい御すすめ申し上げ試み候わんながら、右の御事御むつかしき事にも候わば、御すすめ申し上げ候ことは幾重にもおことわり申し上げ候。全体関東より申し立て候御事は引申さず候よしながら、この御事はよほどよほど御無理なる御事ゆえ、幾重にも御ことわりのこと御勘考遊ばし進められ候わねば、実々なげかわしく恐れ入り恐れ入り存じ参らせ候。

陰謀は渦巻く。九条閔白の家来島田左近と諸大夫宇郷玄蕃頭は、人を使つて和宮の乳人めのと田中絵島（藤御乳という）をふるえ上がらせた。「橋本兄妹（実麗と觀行院）があくまで不同意を唱えるなら、閔白、議奏が協議して、橋本実麗を落飾らくしやくさせ、觀行院は蟄居ちつきよをおおせつけられよう。お前も橋本兄妹側につくならば追放されるだろう」というのである。

乳人からこの話を聞いた実麗は、周囲の状況からもうどうに

もならないことと観念し、桂御所を訪ねて和宮に縁組を承知されることを説く。一五歳の少女は、追いつめられてまったく孤立無援となった。一時は尼門跡もんぜきとして林丘寺に入ることまで覚悟した和宮である。その小さくても固い固い殻からをついに打破つたのは、先の八月一三日付、九条関白あての宸翰であった。天皇の命を受けた典侍観修寺徳子、掌侍高野房子が折しも和宮説得の為に参上し、この場で宸翰の写しを見せたのである。その文中の譲位の二文字に目を止め、ふるふる指でさし示しながら、和宮は美麗に告げる。

「これを拝読すれば、私は寢食を安ずることができません。すぐに御聖慮に従いたいと存じます。どうぞ私の気持ちを汲みとり下さいましてよろしいようにお取り計らい下さるよう……」

降嫁の五つの条件

八月一六日、ようやく降嫁の議に従った和宮は、五つの条件をあげている。

明後年先帝の一七回忌の御廟参をすませてから下向し、その後も毎年回忌ごとに上洛する事、江戸下向の後和宮はじめお目通りになるもの万事御所風にする事、江戸になじむまで女中の一人を拝借し、仲間の内三人つけられたいこと、和宮が御用の節は橋本宰相中将下向のこと、また御用の時は上臈じょうろう、お年寄

のうちからお使いとして上京させること。

ただ一つ、幕府が難色を示したのは和宮東下の時期を明後年とすることである。不穏な国内情勢を考えると、一刻も早く降嫁の切り札を出したい。下向の時期については、まだまだめめるのである。

八月二二日、関白九条尚忠はみずから有栖川宮家におもむき、熾仁、熾仁父子と対座した。すでに家臣島田左近から、有栖川宮家の諸大夫藤木哉基に対して、和宮との婚約解除の話があればすぐに諒承してほしいと申し入れてある。そうしてもらえば幕府は摂家または三家の女むすめを將軍の養女にして熾仁親王と縁組されるよう周旋し、有栖川宮家の歳入の増加も配慮したいと、幕府側の意向も通じてある。しかし、対座する関白尚忠の胸底には、いやでも一〇数年前のいがい記憶がよみがえっていたであろう。

孝明天皇の准后じゅごう夙子ふすこ（幼名基君のりぎみ、諡おくりな・英照皇太后）は、尚忠の第六女である。幼い時から夙子は、有栖川宮熾仁親王と許婚の中であった。

弘化二（一八四五）年春、宮中に摂家の女数人が召されて茶菓や料理をたまわったことがある。当時一五歳の皇太子統仁親王（孝明天皇）に配する后を求めためだが、その中の一人夙子（一三歳）に白羽の矢が立ち、早くも同年九月一四日御息所と内定した。

翌弘化三年二月六日仁孝天皇が崩御するや、同月一三日に孝明天皇は踐祚^{せんそ}、嘉永元年（一八四八）二月一日、夙子は一六歳で入内する。

大雪の日であった。牛車で九条邸を出る夙子は十二単衣を召し、その傍らに尚忠の姪広子（三〇歳）が六衣^{むつき}を着てつきそつた。廣子（岸君）は尚忠の実兄二条斉信の第五女であり、尚忠は九条家の養子となった人。

この廣子は、数カ月前の五月二日、有栖川宮熾仁親王と結婚している。熾仁二七歳、廣子三〇歳でどちらも晩婚である。有栖川宮家と二条家が結ばれたことによつて、九条尚忠は血はつながらぬながら、熾仁とは叔父、熾仁とは大叔父の関係になる。

いかに勅令とはいへ、尚忠は十数年前に自分の娘と熾仁との婚約を破談にし、今は熾仁の子熾仁の婚約を破談にするための交渉の矢面に立たされている。孝明天皇にしても、その苦しい立場は同じであろう。かつては熾仁の婚約者を奪い、今は熾仁と妹和宮の婚約破棄を命ぜねばならぬ。

翌八月二三日、有栖川宮家より伝奏広橋光成に書付一通が提出される。

和宮様おこし入れなさるについて、御殿を御新造、御絵図等もそえて関東へお願いの筋おおせ立てられてはおりますが、何分にも有栖川宮邸は御地面も狭く、そのほか御不都合のお

んことども多いので御心配になつておりましたところ、昨二十二日関白殿御内沙汰のお旨もご承知なされ、御恐懼^{おそ}のおんことでございます。ついでには御縁辺の儀はまことに容易ならぬことにておそれいりなされておりますので、何とぞ御延引の御沙汰になりますようおおせられたく、この段よろしく御沙汰なされますよう頼み入ります。

八月二十三日

有栖川宮御内藤木工頭

二六日、いよいよ願意聴きずみとなる。こうして縁組は表面上延引となったが、その実は解約であった。

この婚約破棄について、熾仁親王の和宮に対する気持ちを汲みとる資料は乏しい。熾仁親王は平生より精細に日記をつけ、たとえ夜半を過ぎるとも必ず筆をとつていた。慶応四年二月九日東征御進発から明治二八年一月八日すなわち薨去の七日前まで一日も欠かさぬ日記が現存する。むろん、東征以前の多恨なる青春期、国事奔走の丹念な記録がなかつたはずがない。しかしそれらのすべては他見をはばかるためか、親王自らの手で火中に投じたという。熾仁親王の思いも、その日記とともに実ることなく灰と散つたのであろう。三六歳までかたくなに独身を続けた親王の姿に、悲しい意地を見るのは私だけであろうか。

（敬称略）